

<記載例> この報告書では、[会社の事業年度]・[6月1日現在の状況]を報告していただきます。  
事業所ごとに作成し、6月1日から6月30日までに提出してください。

は、記載漏れが多い箇所です。

提出書類・部数：様式第11号・正本1部、写し2部  
※第10面～第14面の記載要領は提出不要  
●労使協定書の写し2部（労使協定方式を採用している場合）  
※労使協定に就業規則等の他の規則を参照している場合は該当箇所の写し2部

様式第11号（第1面）

派遣実績がない場合の記載欄

- 第1面各項目と、余白に「派遣実績なし」と記載。ただし、以下の青枠内は記載。
- 第2面(1)①、(5)②
- 第5面(10)
- 第6面(11)①、③「訓練の内容等」

厚生労働大臣

許可番号	派19-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

労働者派遣事業報告書（年度報告）  
（6月1日現在の状況報告）

令和〇年6月〇日

6月1日現在報告のみの場合は、「（年度報告）」の部分を二重線で抹消すること。  
※許可後、初めての報告書提出時に、まだ決算日が到来していない場合のみ

株式会社 山梨労働局  
提出者 代表取締役 山梨労働 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称	かぶしきがいしゃ やまなしろうどうきよく 株式会社 山梨労働局		
2 住所	〒(〇〇〇-XXXX) 山梨県甲府市丸の内一丁目1-11 (登記記載に合わせる) (△△△)〇〇〇-XXXX		
3 代表者の氏名 (法人の場合)	やまなしろうどう たろう 山梨労働 太郎	役名	代表取締役社長
4 事業所の名称	かぶしきがいしゃ やまなしろうどうきよく すみよししてん 株式会社 山梨労働局 住吉		
5 事業所の住所	〒(〇〇〇-XXXX) 山梨県甲府市住吉1-17-5 ●●ビル (ビル名階数等まで) (△△△)〇〇〇-XXXX		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	
7 産業分類	名称	業種番号	
	受託開発ソフトウェア業	3911 (4ケタ)	
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号 19-ユ-000000
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働省	備考	
	①労働者派遣事業の許可番号 派19-000000	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	19-ユ-□□□□□□
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 備考	担当者名：山梨 太郎 連絡先：055(225)-0000		

主たる業種の「日本標準産業分類」の名称とその細分類番号  
※職業分類ではありません。総務省のHPで検索できます。

「報告対象期間」となります。  
直前に終了した事業年度（決算期）に合わせて記入

担当者名を記載

「構内請負」とは  
発注者の事業所構内にて、生産活動を請負うこと（製造業）

山梨労働局ホームページに自動集計エクセルシートを掲載しています。  
誤集計の防止など、作成する上で時間短縮につながりますので、ご活用ください。

山梨労働局HP トップページ > 各種法令・制度・手続き > 労働者派遣事業関係 > 3 事業報告等について

派遣実績がない場合も  
●第2面(1)①、(5)②  
は記入してください。

I 年度報告

(1)・・・[決算期末]における人数 (3月末決算の場合 R6.3.31 現在)  
(2)以降は、[報告対象期間]の実績 (第1面の8の期間)

①③通算雇用期間 → 派遣元での通算雇用期間  
②④同じ職場に1年以上派遣見込み → 報告対象期間末日現在、派遣している組織単位 (課やグループなど) での通算の派遣契約期間。  
(例) 3月末決算の場合で、今年の1月に採用された派遣労働者が、1年間の派遣契約を締結。派遣元での通算雇用期間は3ヶ月だが、同じ職場に1年の派遣見込みがあるため、③「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」欄と④「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」(③の内数) に計上する。

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち同じ職場に1年以上派遣見込み	
		①	②	③	④
①全労働者	100				
②派遣労働者総計	40 (=a+b+c+d)	30(a)	20	10(b)	3
③無期雇用派遣労働者	10(c)	10	10		
④有期雇用派遣労働者	30(d)	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者 ※					

日雇を含む

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

100,000,000
-------------

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

10,000,000
------------

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

--

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

派遣実績がない場合  
○印をつける

8
---

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日を超え7日以下のもの							1日を超え1ヶ月以下のもの		1ヶ月を超え2ヶ月以下のもの		2ヶ月を超え3ヶ月以下のもの		3ヶ月を超え6ヶ月以下のもの		6ヶ月を超え1年以下のもの		1年を超え3年以下のもの		3年を超えるもの		労働者派遣契約がなかった
	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	1ヶ月を超え2ヶ月以下のもの	2ヶ月を超え3ヶ月以下のもの	3ヶ月を超え6ヶ月以下のもの	6ヶ月を超え1年以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	1ヶ月を超え2ヶ月以下のもの	2ヶ月を超え3ヶ月以下のもの	3ヶ月を超え6ヶ月以下のもの	6ヶ月を超え1年以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの						
50	15	5	3	1	1	10	15															

報告対象期間内に締結した個別契約件数。3月末決算の場合は、R5.4.1～R6.3.31の間に締結した個別契約が対象となる。例えばR6.4.1からの派遣を3月中に締結した場合は、今回の事業報告に含める。

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容	1 座学 2 実技				受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
	1	2	3	4		
イ 1 2 機械操作・安全装置教育	1	2	10	1		
ロ 3 4 作業安全点検教育	1	2	10	1		

労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があります。また、第8号については、該当する教育を行った場合は記入すること。対象者がいない為実施していない場合は記入不要。

労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第8号の該当する番号(1～8)を記入。  
[第1号 機械等取扱、第2号 安全装置等取扱、第3号 作業手順、第4号 作業点検、第5号 疾病予防、第6号 整理整頓、第7号 事故対応、第8号 その他安全衛生の教育]  
労働安全衛生法第59条第2項該当は「9」、同条第3項該当は「10」を記入。

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社A	所在地は区市町村まで記載
株式会社B	山梨県中巨摩郡昭和町
株式会社C	山梨県南アルプス市
株式会社D	山梨県韮崎市
有限会社E	山梨県中央市

キャリアアップ以外のもの。  
●(第6面)の訓練内容は含まない。  
●実績が無い場合は記入不要。

②その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別		資金支給の別		1人当たりの平均実施時間
			1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給			
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1	1	

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数(人)
5	4	4	2

●報告対象期間内に雇用安定措置を行った人数 (報告期間末日現在の実人数である(1)派遣労働者の総計と一致しません)。  
●無期雇用労働者・60歳以上の者・プロジェクト業務・日数限定業務・産前産後休業や育児・介護休業の代替者は、記入不要(雇用安定措置の対象外)。なお、雇用安定措置の対象となるのは、同一の組織単位に継続して3年派遣される見込み(義務)か、1年以上3年未満派遣される見込み(努力義務)がある方で、引き続き、就業継続を希望する方です。ただし、1年未満見込みで、派遣元事業主に雇用された期間が1年以上の方(登録中も含む)も雇用安定措置の対象となります。  
●複数の措置を講じた場合には、それぞれの措置にカウントします。この場合は、対象派遣労働者数と、各措置の人数の計は一致しません。

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第2号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第3号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第4号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第5号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第6号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第7号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第8号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第9号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第10号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第11号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第12号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第13号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第14号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第15号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第16号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第17号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第18号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第19号の(派遣の直接雇用)に講じた人数	第20号の(派遣の直接雇用)に講じた人数
計	30	4	2	12	8	9	1	5													
3年見込み	3	3	2	1	1																
2年半から3年未満見込み	5	1		3	2	1															
2年から2年半未満見込み	6			2	1	5															
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2															
1年から1年半未満見込み	6			2	1	1															
1年未満見込み(※1)	5			3	2																

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**（給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当を含む）を**総労働時間で除したものに8時間を乗じた金額**を記入  
 ※賃金にも総労働時間にも有給休暇分を含む

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

協定対象派遣労働者の賃金額を記入（対象者がいない場合は空欄）

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、 <b>主たる業務</b> に記入	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000		13,000	
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000		18,000	
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員	12,000	0	12,000	8,000	0		8,000	
20 宗教家	14,000	14,000	0	8,000	8,000		0	
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
・ ・ ・ （略） ・ ・								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

**職種ごとの合計**  
 職種の数 = 全業務平均（小数点以下四捨五入）  
 例：派遣料金（消費税を含む）  
 派遣労働者平均  $18,667 = (30,000 + 12,000 + 14,000) \div 3$   
 （↑四捨五入した金額）  
 無期雇用派遣労働者  $22,000 = (30,000 + 14,000) \div 2$   
 有期雇用派遣労働者  $20,500 = (29,000 + 12,000) \div 2$

派遣先から得た  
[派遣料金]の総額  
 × 8時間  
 派遣労働者の  
 総労働時間  
 全派遣労働者、無期、有期、  
 それぞれ計算式を当てはめる。  
 （小数点以下四捨五入）

派遣労働者の  
[賃金]の総額  
 × 8時間  
 派遣労働者の  
 総労働時間  
 全派遣労働者、無期、有期、協定対象  
 それぞれ計算式を当てはめる。  
 （小数点以下四捨五入）

第3面、4面 (9) ①  
 日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載  
 ※総務省のホームページで検索できます

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

派遣実績がない場合も  
●第5面(10)は  
記入してください。

様式第11号 (第5面)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入 (対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳			
4-5 秘書			
4-6 ファイリ			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均  
(小数点以下四捨五入)  
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」  
の場合は、全業務平均のみ記入

令第4条以外の業務も含む賃金の平均  
(小数点以下四捨五入)  
「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」  
の場合は、全業務平均のみ記入

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	○
その他 ( )	

マージン率等(※)については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要になります。  
(労働者派遣法第23条第5項、同法施行規則第18条の2、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16)  
(※) 事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、教育訓練、労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間)  
(注)下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、令和3年4月の改正により、新たにインターネットによる情報提供が必要となった項目です。  
(複数選択可)

派遣実績がない場合も  
●第6面(11)①、  
③「訓練の内容等」は  
記入してください。

様式第11号 (第6面)

「キャリアコンサルタント以外の担当者」については、  
必ず「職務経歴あり」か「知見あり」のいずれかに記入

職務経歴あり

- 人事部門で3年以上の経験がある
- 過去にキャリアコンサルティング経験がある等知見あり
- キャリアコンサルティングの知識を有する

第6面③の対象派遣労働者が  
「1.フルタイム」(1年以上雇用見込み)  
の場合の記載例

※対象労働者「1.フルタイム」、「2.短時間」、  
「3.1年未満」毎に用紙を分けて作成して  
ください。

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経歴・知見のある者	
					職務経歴あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

報告対象期間中の派遣労働者の人数 [全派遣労働者数 ≧ 実施を希望した者の人数 ≧ 実施した者の人数]

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数					実施した者の人数			
	計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者	計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者	計	うち無期 派遣労働者	うち有期 派遣労働者
計	40	10	30	30	5	25	30	5	25

フルタイム1年以上の雇用見込みの派遣労働者が30人の場合の記載例

- 【1年目】 入職から1年目の派遣労働者が10人
- 【2年目】 入職から2年目の派遣労働者が10人
- 【3年目】 入職から3年目の派遣労働者が5人
- 【4年目以降】 入職から4年目以降の派遣労働者が5人

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1) フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

訓練の内容等	報告対象期間中の人数				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT 4 計画的なもの以外	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	資金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	4時間 10				40				1	1	1	1
(ロ)									備考			
ロ 職種別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	4時間 10	2	2	4	4	40	40	20	20	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	4時間 5	2	2	4	4	20	20	12	8	2	1	1
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修	2時間 10	2	4	4	4	20	10	10	10	1	1	1
(ロ)										備考		
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	2時間 10	4	4	4	4	20	10	10	10	1	1	1
(ロ)										備考		
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	1時間 5	2	2	3	3	5	5	3	2	1	3	1
(ロ)										備考		
<p>厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練とは『訓練の方法→1または2、訓練費負担→1、資金支給→1』のすべて</p>												
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)		105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)				265		
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の実人数 (b)		10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)				25		
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の平均実施時間 (a÷b)		10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				10		
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)		1,500										

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

実際に6月1日に派遣した労働者の実人数を記入  
 \* 当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く  
 \* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

計算例

協定対象の無期雇用派遣労働者

〈①の合計〉 25+2 = 〈②の合計〉 20+2+5 = 27

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
42	25	25	6	6	2	2	9	9

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
・					
・ (略)					
・					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
・					
・ (略)					
・					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
・					
・ (略)					
・					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
・					
・ (略)					
・					
99 分類不能の職業					

一人で複数の業務に対して派遣されている場合は、主たる業務に記入。

第7～8面②  
 日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載  
 ※総務省のホームページで検索できます

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
3	3	3		

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

〈第9面⑤⑥⑦〉

実際に6月1日に派遣した日雇労働者の実人数を記入

\* 当日派遣していない者は除く

\* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑥の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10デモンストレーション		
4-11添乗		
4-12受付・案内		
4-13研究開発		
4-14事業の実施体制の企画、立案		
4-15書籍等の制作・編集		
4-16広告デザイン		
4-17OAインストラクション		
4-18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19看護業務		

第9面⑤の人数のうち、「i ~ ivに該当しない者」欄の日雇派遣労働者は、必ずいずれかの業務に該当する

複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に記入

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑥の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月1日現在の登録者数  
(6月1日当日に派遣されている者を含み、かつ、1年以内に派遣されたことが無い者を除く)

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月1日の派遣労働者(第7面①の人数)についての加入状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13		
厚生年金保険	27	13	—	2

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含める

労働者派遣事業報告書に添付する  
派遣法第30条の4第1項の労使協定の注意点

◎**報告書提出年度の6月1日の時点で有効期間中の**労使協定を添付してください

◎労働者派遣の実績がなかった場合、協定対象の派遣労働者がいない場合であっても、6月1日時点で労使協定を締結している場合は添付してください

◎労使協定で具体的に内容を定めず就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用している就業規則などの該当部分も併せて添付することが必要です

◎労使協定(写し)は**2部**添付してください

※労働者派遣法第30条の4第1項の協定  
同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくするための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。